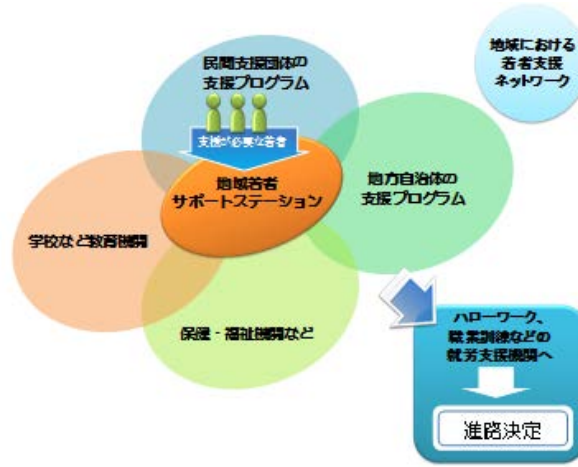
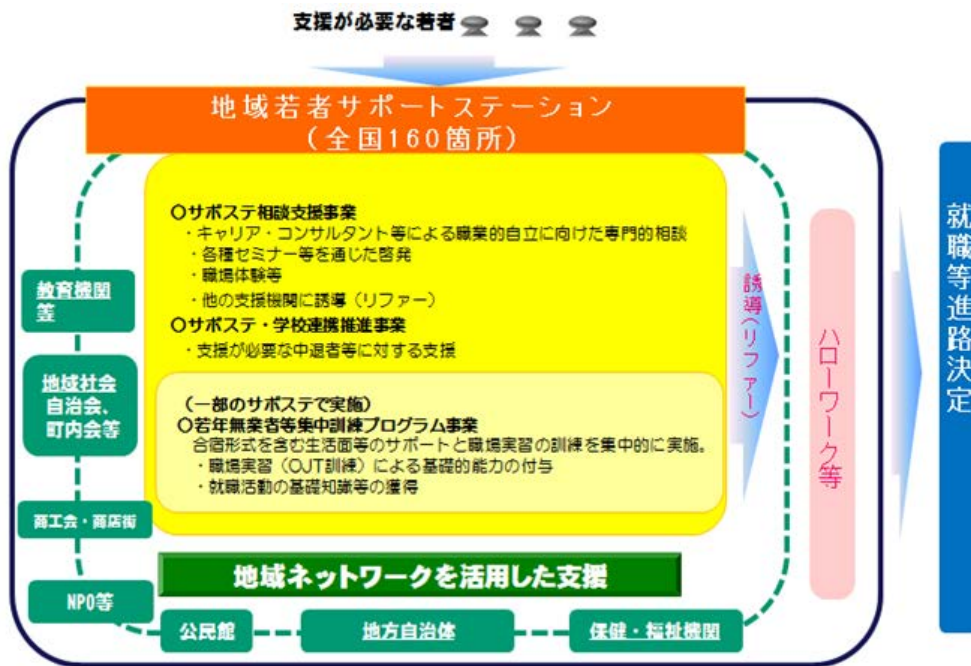


第2-3-1図 地域若者サポートステーションとネットワークによる支援の流れ



(出典) 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/ys-station/>)

第2-3-2図 地域若者サポートステーション事業



(出典) 厚生労働省資料

### (3) ひきこもりへの支援（厚生労働省）

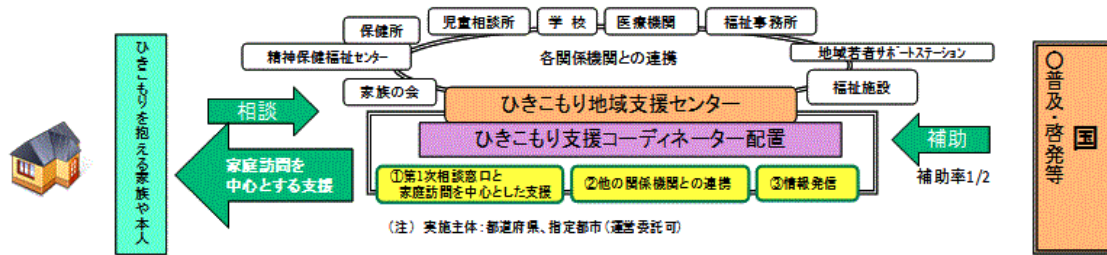
厚生労働省は、相談業務をより適切に実施するため、支援に当たる専門機関の職員などに向けた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」を関係機関に配布している。また、医療・保健・福祉・教育・雇用といった分野の関係機関と連携の下でひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を推進している（第2-3-3図）。「ひきこもり地域支援センター」は、平成25（2013）年12月現在、27道府県と15政令市に設置されている<sup>91</sup>。平成25年度からは新たに、地

91 「ひきこもり地域支援センター」の連絡先は<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/hikikomori05.pdf>を参照。

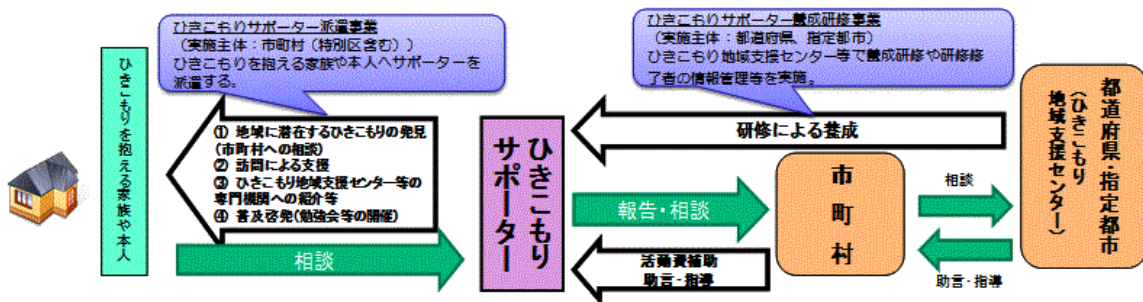
域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を都道府県・指定都市が養成し、市町村が家族や本人へサポーターを派遣する事業を行っている。その他、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士による相談・支援を、本人や家族に対して行っている。

第2-3-3図 ひきこもり地域支援センターとひきこもりサポーター

◆ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）



◆ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業（平成25年度～）



(出典) 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/hikikomori01.pdf>)

(4) 不登校の子ども・若者への支援（文部科学省）

不登校への対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子どもの悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制の整備が重要である。

文部科学省は、不登校の未然防止や不登校の子どもへの必要な支援の在り方を検討するための基礎資料として、平成23（2011）、24（2012）年度に不登校経験者の状況を把握するための追跡調査を実施しており、平成26（2014）年度始めに報告書を公表する予定としている。また、不登校などの未然防止や早期発見・早期対応につながる取組、不登校などに対応できる関係機関同士の連携した取組を推進するための試行的な実践を地方公共団体や民間団体などに委託し、成果の普及を図っている。

なお、不登校の子どもへの相談・指導を行うために都道府県・市町村教育委員会が設置している**教育支援センター（適応指導教室）**では、不登校の子どもが在籍する学校とも連絡をとりながら、子どもの実情に応じた学習指導が行われている。（学校内外での相談体制の整備については、第2部第2章第3節2「相談体制の充実」と次項を参照。）

(5) 心の問題への対応（文部科学省、厚生労働省）

文部科学省は、教育相談体制の一層の充実を図るため、**養護教諭**と関係教職員による健康相談や保健指導、**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**の配置拡充を推進している。（家庭教育支援については、第2部第4章第1節1「保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組」を参照。）

厚生労働省は、こころの不調・病気に関する説明や各種支援サービスの紹介など、治療や生活に役立つ情報を分かりやすくまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」<sup>92</sup>と、10代・20代とそれを取り巻く人々（家族・教育職）を対象に本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなど分かりやすく紹介する「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」<sup>93</sup>の2つのウェブサイトを厚生労働省ホームページに設置している。（学校内外の相談体制については、第2部第2章第3節2「相談体制の充実」を参照。）

#### (6) 高校中途退学者への支援（文部科学省，厚生労働省）

文部科学省は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」<sup>94</sup>の中で、高校中退の状況を把握し、公表している。

厚生労働省は、サポステ・学校連携推進事業により、サポステと学校、ハローワークが高校中退者の情報を共有し、支援が必要な者に対しサポステが訪問支援（アウトリーチ）を行うなど、きめ細かな支援を実施している。

## 2 障害のある子ども・若者の支援

### (1) 障害のある子ども・若者の支援

#### ア 特別支援教育の推進（文部科学省）

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことが必要である。一方で、近年、子どもの障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級では、一人一人の障害の状態などに応じ、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、個別の指導計画や教育支援計画が作成され、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備を活用して、指導が行われている。通学が困難な子どもに対する訪問教育も行われている。通常の学級では、**通級**による指導<sup>95</sup>のほか、習熟度別指導・少人数指導といった障害に配慮した指導方法や支援員の活用など、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われている。

文部科学省は、特別支援教育を推進するための以下のような取組を行っている<sup>96</sup>。

- ・幼稚園、小学校・中学校・高校、特別支援学校といった全ての学校において、発達障害を含め障害のある子どもに対する学校の支援体制を整備するため、関係機関との連携や専門家チームによる支援に要する経費の一部補助
- ・公立の幼稚園、小学校・中学校・高校に発達障害を含む障害のある子どもをサポートする「特別支援教育支援員」を配置するための経費の地方財政措置や、私立学校が障害に適応した教育を実施する上で必要とする設備を整備する経費の一部補助
- ・特別支援学校教員に対する専門的な研修や、保護者を中心とする様々な人々が理解を深めるための取組
- ・平成25（2013）年8月、障害のある子どもの就学先について、特別支援学校を原則とせず障害の状態などを踏まえた総合的な判断を市町村教育委員会が行う仕組みにするなどの学校教育法施行令の改正
- ・平成25年度から新たに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、**早期支援**

92 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

93 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

94 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm)

95 小・中学校の通常の学級に在籍している比較的障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態。言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などのある子どもが対象。

96 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)

コーディネーターの配置による早期からの教育相談・支援体制の構築、合理的配慮協力員の配置による学校における合理的配慮の充実、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備

平成26（2014）年度には新たに、学習上の支援機器や教材の開発、高等教育段階におけるキャリア教育・就労支援、個々の能力・才能を伸ばす教科指導などの充実に関する事業を行う。

#### イ 特別支援教育への就学支援（文部科学省）

文部科学省と地方公共団体は、特別支援学校や特別支援学級などへの就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子どもの保護者などの経済的負担を軽減するため、保護者の経済的負担能力に応じて就学奨励費を支給している。

#### ウ 障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々との交流・共同学習（文部科学省）

障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、子どもの経験を広め、積極的な態度を養い、豊かな人間性や社会性を育む上で意義があるばかりでなく、地域の人々が障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めるためにも有意義である。

文部科学省は、こうした交流や共同学習が一層推進されるよう、「交流及び共同学習事例集」の発行や「交流及び共同学習ガイド」<sup>97</sup>のホームページへの掲載を行っている。また、特別支援学校に在籍する子どもの居住する地域の小・中学校との交流や共同学習の推進に関する実践研究に取り組んでいる。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所<sup>98</sup>は、都道府県で交流・共同学習を推進する立場にある教職員を対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、交流・共同学習の理解促進と具体的な方策の普及を図っている。

#### エ 障害の特性に配慮した適切な福祉サービスの提供（厚生労働省）

障害のある子どもや若者が地域で安心して生活ができるよう、「児童福祉法」（昭22法164）と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17法123）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、市町村などが障害児通所支援やホームヘルプといった必要な福祉サービスを提供している。

### (2) 発達障害のある子ども・若者の支援

#### ア 「発達障害者支援センター」<sup>99</sup>を核とした地域支援体制の強化（厚生労働省）

厚生労働省は、「発達障害者支援法」（平16法167）に基づき、地域において医療・保健・福祉・教育・雇用といった分野の関係者と連携し、発達障害者やその家族に対する相談支援を推進している<sup>100</sup>。具体的には、

- ・発達障害者支援体制整備事業により、発達障害者やその家族に対し、ライフステージを通じた一貫した支援体制の強化を図るため、都道府県・指定都市で、ペアレントメンター<sup>101</sup>の養成とその活動を調整する人の配置、アセスメントツール<sup>102</sup>の導入を促進する研修会などを実施している。また、地域における発達障害児（者）の支援体制と社会参加を促す観点から、市町村や事業所などにおける支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応などについて、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図っている。加えて、家族の対応力向上を支援するペアレントトレーニングと当事者の適応力向上を支援するソーシャルスキルトレーニング（SST）をメニューに追加し、全国的な普及を図っている。

97 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm)

98 [www.nise.go.jp/](http://www.nise.go.jp/)

99 平成24（2012）年度現在、全ての都道府県・指定都市に設置されている。

100 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hattatsu/gaiyo.html>

101 発達障害者の子どもを持つ親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

102 発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票。

- ・巡回支援専門員整備事業により、発達障害に関して知識を有する専門員が保育所など子どもや親が集まる施設・場を巡回し、施設の職員や親に対し障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行っている。
- ・発達障害・重症心身障害児（者）の地域生活支援モデル事業により、発達障害児（者）・重症心身障害児（者）やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援などを整備し、地域生活支援の向上を図っている。
- ・全国の発達障害者支援センターの中央拠点としての役割を担う「発達障害情報・支援センター」<sup>103</sup>における情報発信や支援手法の普及を図っている。（第2-3-4図）

イ 学校における支援体制の整備（文部科学省）

近年、小学校や中学校の通常の学級に在籍している発達障害のある子どもへの教育的支援の必要性が高まっている。

文部科学省は、発達障害を含む障害のある子どもへの学校における支援体制の整備を推進している（詳細は、前項の「(1) 障害のある子ども・若者の支援」を参照。）。また、平成25（2013）年度から新たに、発達障害に関する教職員の専門性向上を図るためのセミナー開催や育成プログラム開発などを行っている。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、以下の取組を行っている。

- ・「発達障害教育情報センター」<sup>104</sup>において、学校の教職員や保護者に対し、厚生労働省とも連携しながら、発達障害に関する正しい理解や支援に関する様々な教育情報、教員研修用の講座をインターネットを通じて提供
- ・都道府県などで障害種別ごとの教育の中核となる教職員の専門性と指導力の向上を図り教育実践の充実を図るため、発達障害など障害種別ごとにコースを設けた研修の実施
- ・発達障害のある子どもに対する指導・支援に関して指導的な立場にある教職員による研究協議などを通じ、専門知識と技能を高めるため、発達障害教育指導者研究協議会を都道府県で開催

(3) 障害者に対する就労支援等（厚生労働省、文部科学省）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭35法123)は、民間企業などに対し、雇用する労働者の一定割合（障害者雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用することを義務づけている（障害者雇用率制度）。平成25（2013）年4月からは、民間企業の障害者の法定雇用率を2.0%（従来1.8%）に引き上げ、更なる障害者雇用の促進を図っている。

厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、以下の取組を行っている。

第2-3-4図 発達障害情報・支援センター



(出典) 発達障害情報支援センターホームページ (http://www.rehab.go.jp/ddis/)

103 <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

104 <http://icedd.nise.go.jp/>